

桶川市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱

(令和5年10月17日市長決裁)

桶川市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 桶川市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定する立地適正化計画を策定するため、桶川市都市計画マスタープラン等策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び桶川市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を置く。

(策定委員会の所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの案及び原案に関すること。
- (2) 立地適正化計画の案及び原案に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 策定委員会の委員長（以下、この条及び次条において「委員長」という。）は、副市長をもって充て、副委員長は、都市整備部長をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会を代表し、その事務を統括する。

4 第2項の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庁内検討委員会の所掌事務)

第5条 庁内検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの素案に関すること。
- (2) 立地適正化計画の素案に関すること。
- (3) 前2号に定める事項を策定委員会に報告すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(庁内検討委員会の組織)

第6条 庁内検討委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 庁内検討委員会の委員長（以下、この条及び次条において「委員長」という。）は、都市整備部長をもって充て、副委員長は、都市計画課長をもって充てる。

- 3 委員長は、庁内検討委員会を代表し、その事務を統括する。

- 4 第2項の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庁内検討委員会の会議)

第7条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会及び庁内検討委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び庁内検討委員会の

運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、マスタープラン及び立地適正化計画が策定された日の翌日に、その効力を失う。

別表 1（第 3 条関係）

	役職名	職名
1	委員長	副市長
2	副委員長	都市整備部長
3	委員	企画財政部長
4	〃	総務部長
5	〃	環境経済部長
6	〃	福祉部長
7	〃	健康推進部長
8	〃	教育部長

別表 2（第 6 条関係）

	役職名	職名
1	委員長	都市整備部長
2	副委員長	都市計画課長
3	委員	企画調整課長
4	〃	自治振興課長
5	〃	環境対策推進課長
6	〃	安心安全課長
7	〃	産業観光課長
8	〃	農政課長
9	〃	障害福祉課長
10	〃	子ども未来課長
11	〃	高齢介護課長
12	〃	駅東口整備推進課長
13	〃	道路河川課長
14	〃	建築課長
15	〃	市街地整備課長
16	〃	下水道課長
17	〃	生涯学習・スポーツ推進課長